

第5章 基本方針を踏まえた今後の取り組み

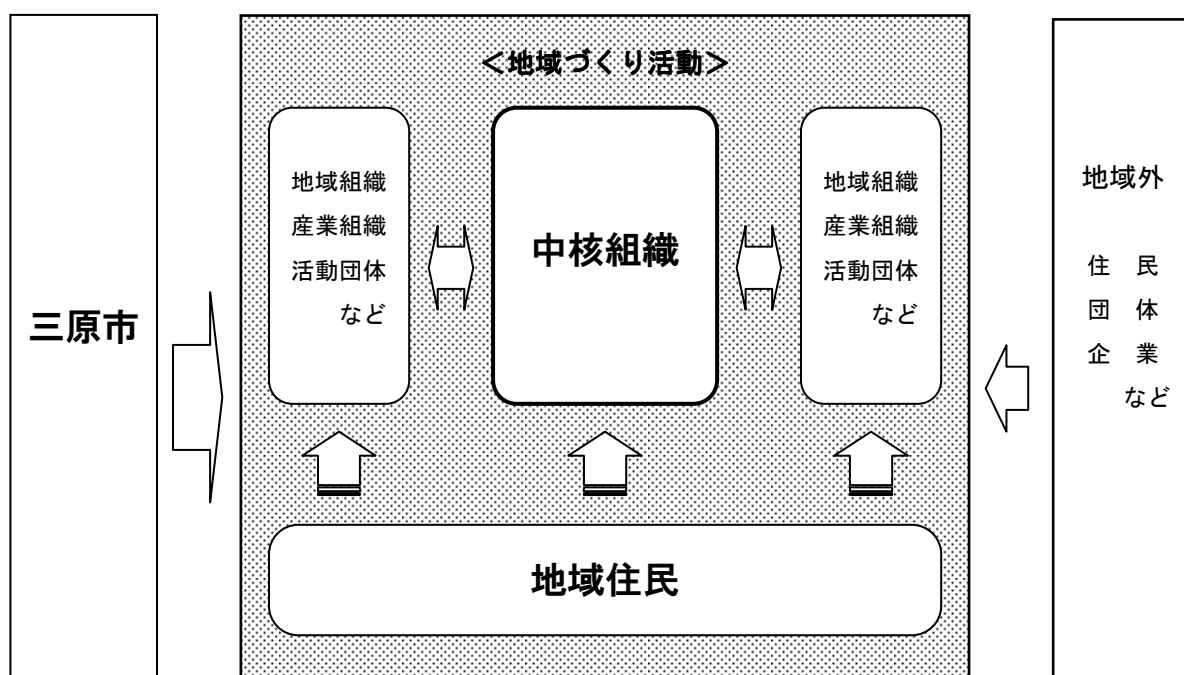
1 地域づくり活動の連携・推進体制

地域には、住民組織のほかに女性会、老人クラブ、子ども会、PTAなど、年齢、テーマ別に活動する団体や、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会など法律に基づいて活動している組織、役職も存在するほか、特定目的のために活動するNPO法人、ボランティア団体も増えてきています。また、農業生産法人も農地の保全及び農業振興への取り組みを通じて、地域において重要な役割を果たしています。

基本方針を踏まえた地域での取り組みにおいては、自治会・町内会などを基本に組織されている中核組織を中心として、地域住民の積極的な参加と地域組織や産業組織、活動団体などがそれぞれの活動分野で協力していくことが求められます。また、地域外の住民、団体、企業などの協力・応援を受けることも必要です。

こうした連携や活動の推進体制の確立に向け、本市は総合的な支援を行っていくものとします。

図 地域づくり活動の連携・推進体制



2 地域づくり活動に関わる各主体の役割

(1) 地域住民の役割

地域の実情や特性に応じた個性豊かな地域づくりを展開していくためには、地域住民が自らの住む地域に関心を持ち、地域の将来像を明らかにしながら、主体的に活動を行っていく役割が求められます。

(2) 中核組織の役割

全戸参加を原則とする町内会・自治会などを基本として組織されている中核組織は、地域課題を解決し、住みやすい地域づくりを推進するための中心となる役割が求められます。このため、幅広い構成員から役員を選出するとともに、事務局の設置に加えて総務、福祉、産業、環境などの部会の設置により専門的に活動する体制づくり、関係団体との幅広い連携、地域住民が活動に参加するための意識醸成などを図っていく必要があります。

(3) 中山間地域外の住民・団体などの役割

中山間地域は、農林水産物生産の場や国土保全及び環境保全の場、豊かな自然や歴史文化を有する場であるとともに、地域外の住民に余暇空間などを提供しています。このため、中山間地域の活性化は地域外住民などにも密接な関係があるとして、活動への積極的な参加や交流、連携の推進が求められます。

(4) 市の役割

ア 地域活性化の取り組みの推進

中山間地域活性化のため、市が担うべき施策については、関係課において着実な推進を図るものとします。また、総合的かつ効果的に施策を推進するため、地域住民などと協働で取り組みを進めるとともに、相談・支援窓口の充実、庁内関係課の連携体制を確立します。

イ 情報の受発信、共有体制づくり

中山間地域の活性化を推進するためには中核組織をはじめとする地域団体・組織との間での相互理解と信頼関係の構築が不可欠であり、市と中核組織などにおける情報の受発信及び共有体制づくりを推進します。

ウ 人材の育成とネットワークづくり

中核組織などの活動の担い手となる人材を育成するため、組織運営、地域づくりのノウハウなどを習得する研修会、講習会を開催するとともに、担い手相互の交流を推進し、相談・支援ネットワークづくりを推進します。

エ 地域外からの多様な人材の活用

中山間地域に対して、地域外から多様な人材の協力・応援が受けられるように、都市部の住民や活動団体、大学、企業などに情報を発信し、参加を働きかけます。

また、三大都市圏などの地域から人材を誘致し、地域づくりの担い手として活動する「地域おこし協力隊」など、新たな人材の確保に努めます。

オ 地域における計画的な取り組みに対する支援

地域づくり活動の中心として位置づけられる中核組織などに対して、計画的な取り組みを推進するため、「地域計画」策定や実践活動についての支援を行います。

カ 市職員の意識改革と活動への参加の促進

市職員が中核組織などの活動の重要性を認識し、地域住民として積極的に地域活動に参加する意識を醸成するため、意識改革のための研修会、講習会などの開催に取り組みます。

3 今後の取り組み

今後、この基本方針に基づき中核組織を中心とした住民組織が取り組む地域づくり活動を推進するため、その基本となる「地域計画」の策定に対する支援を行います。

(1) 「地域計画」策定の目的

「地域計画」は、地域において住民相互が協力し、自らが考え、行動する住民主体の地域づくりに向けて、今後の方向性や内容を明らかにしながら、計画的な取り組みを行っていくことを目的に、住民主体、行政支援により策定するものとします。

また、策定をきっかけに、住民の地域活動への参加意識の醸成を図ります。

(2) 「地域計画」に盛り込む内容

「地域計画」に盛り込む主な内容は次のとおりです。

- 地域の将来像
- 活用していく地域資源
- 今後の具体的な取り組みと役割分担
- スケジュール など

(3) 「地域計画」策定の働きかけ・支援

市は、中核組織などに対して、今後の地域の維持・活性化の取り組みの必要性の説明を行い、各地域での「地域計画」策定に向けた気運の醸成を図ります。

また、「地域計画」策定に対して検討を要する地域については、他地域での取り組み状況などの情報提供を行い、計画策定の準備に対する支援を行います。

(4) 「地域計画」策定の取り組み

ア 「地域計画」策定の支援

市は、「地域計画」策定の体制が整った地域に対して、計画策定の支援を行います。

イ 「地域計画」策定の手順

地域では、中核組織などが中心となり、地域組織・団体などで構成する計画策定体制を組織したうえで、地域住民によるワークショップの開催、住民アンケートの実施などにより、幅広い意見を反映した計画策定を行うことが必要です。

また、中山間地域以外の住民や活動団体などの協力・応援を受けながら計画策定を行うよう周知を図ります。

表 「地域計画」策定の手順（例）

項目	内容
① 計画策定に対する意向の把握	○地域において、幅広い住民の参加のもと、計画策定や活性化の取り組みの必要性について話し合い、策定に対する意向の把握と気運の醸成を図ります。
② 地域計画案の策定	○計画策定委員会などを組織し、地域住民参加のワークショップやアンケート調査の実施などにより、地域の将来像、現状や問題点、今後の取り組み事項など、地域づくりに対する意向などを整理します。
③ 地域計画案の承認	○活動の主体となる中核組織などにおいて、策定された地域計画案の協議・承認を行います。
④ 地域計画の周知	○計画策定を地域住民に周知するため、お知らせ（広報紙）を作成し、配付します。（住民への周知、地域づくり活動に対する気運の醸成） ○地域計画を周知するために、計画概要版を作成し、配付します。

(5) 「地域計画」実践の取り組みへの支援

「地域計画」を策定した地域に対しては、計画に基づく活動の実践を促進するため、財政的な支援を行います。

(6) (仮称) 中山間地域活性化連絡会議の開催

中核組織の役員などを構成員とする「(仮称) 中山間地域活性化連絡会議」を開催し、情報交換や取り組み状況の報告などを行うとともに、「地域計画」の策定・実践の取り組みを促します。

＜(仮称) 中山間地域活性化連絡会議の内容（例）＞

- 中核組織相互の情報交換
- 中核組織の取り組み状況の報告
- 中山間地域活性化についての先進事例の提供
- 中山間地域活性化についての先進地視察の実施、講演会の開催

など

図 取り組みの流れ

